

事 件 番 号	石労委令和5年（不）第4号		
申立年月日 （追加申立）	令和5年12月11日 （令和5年12月28日）	第7条該当号	第2・3号
（申立人） X組合		（被申立人） Y会社	
担 当 委 員	審査委員 高 木(委員長)、 永 下 参与委員（労）徳 本、 （使）橋 本		
処 理 経 過	調査 4回、審問 一回		

1 事件の内容

(1) 申立人の主張の概要

申立人と被申立人は、令和5年11月24日に団体交渉を開催することを合意していた。しかし、被申立人は申立人に対し、①被申立人が申立人に提出を求めた「調査報告書」の提出を団体交渉開催の条件とすること、②前日までに「調査報告書」の提出がなければ、団体交渉の開催は延期することを一方的に通告してきた。

申立人は被申立人に対し、被申立人が行った前記①及び②は組合活動への支配介入の不当労働行為であるとして抗議したが、被申立人は申立人に対し、同月23日、「調査報告書」の提出がないことをもって団体交渉の延期を通知した。これは、実質的な団体交渉拒否であり、労働組合法第7条第2号違反の不当労働行為である。

また被申立人は、申立人組合員の労働者代表選への立候補を認めなかった。これは支配介入であり、労働組合法第7条第3号違反の不当労働行為である。

[請求する救済内容]

- ① 団体交渉応諾
- ② 支配介入の禁止
- ③ 謝罪文の掲示

(2) 被申立人の主張の概要

被申立人の団体交渉担当者に特別の事情があったことなどから、日程の再調整をお願いしたものであり、団体交渉を拒否した事実はない。

申立人組合員は別の事業所に配置転換されており、労働者代表の被選挙資格がない。

以上のことから、被申立人の行為は、不当労働行為に当たらない。

2 処理経過

調査4回を経た後、審査と並行して和解協議を進めたところ、令和6年7月3日に和解が成立し、同日に本件は取り下げられた。